

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等の選任等に関するファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等の選任等に関する事務手続きのため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4職業、5事業所の名称、6事業所の所在地、7事業所の電話番号	
記録範囲	届出人及び安全運転管理者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県自家用自動車協会連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり） (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	交通事故統計データに関するファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図るために利用する。
記録項目	1 都道府県警察署等コード、2 本票番号、3 事故内容、4 死者数、5 重傷者数、6 軽傷者数、7 乗車人員、8 路線コード、9 地点コード、10 交差点コード11 市区町村コード、12 発生年月日時分、13 昼夜、14 天候、15 地形、16 路面状態、17 道路形状、18 信号機19 車道幅員、20 道路線形、21 衝突地点、22 歩車道区分、23 ゾーン規制、24 中央分離帯施設等、25 事故類型、26 特殊事故、27 性別、28 年齢、29 国籍・地域別コード、30 居住地コード、31 職業コード、32 免許証番号、33 運転資格、34 事故車種免許経過年、35 当事者種別、36 車両番号、37 用途別、38 車両形状等、39 選任事業所等、40 通行目的、41 通行形態、41 ライト点灯状況、42 反射材等使用、43 速度規制、44 初心運転者標識、45 高齢運転者標識、46 危険認知速度、47 飲酒状況、48 携帯電話等使用、49 カーナビ等使用、50 自動運行装置の使用状況、51 サポカー、52 法令違反コード、53 事故原因区分コード、54 行動類型、55 当事者進行方向、54 車両衝突部位、55 車両損壊程度、56 自体防護、57 プロテクターの装着、58 エアバッグ、59 サイドエアバッグ、60 人身損傷程度、61 人身損傷主部位、62 損傷主部位状態、63 人身加害部位、64 自宅からの距離、65 地点_緯度（北緯）、66 地点_経度（東経）67 一時停止規制、68 乗車等の区分、69 発生地点（K P）、70 道路管理者区分、71 道路区分、72 曲線半径、73 縦断勾配、74 トンネル番号、75 高速特殊事故、76 当事者車両台数、76 高速行動類型、77 高速事故類型、78 車両単独事故の対象物、79 臨時速度規制の有無、80 停止表示器材、80 交通障害、81 高速走行距離、82 速度抑制装置、83 道路管理者区分、84 速度規制（臨時のみ）、85 死亡年月日（30日死者）、86 交番コード、87 駐車車両、88 居住地警察署コード、89 教習所コード、90 安全運転管理者等、91 通行形態、92 携帯電話等の種類、93 シートベルト着用効果、94 運転開始から事故までの間、95 高齢者の家族等
記録範囲	道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起こされた人の死傷を伴う事故の当事者
記録情報の収集方法	交通事故当事者からの聴取等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	(所在地) 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	近畿交通栄誉章表彰に関するファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	表彰手続きのため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所・電話番号、4 職業・職歴、5 犯罪歴	
記録範囲	被表彰者及び候補者	
記録情報の収集方法	本人・照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緑十字銀・金表彰に関するファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	表彰手続きのため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所・電話番号、4 職業・職歴、5 犯罪歴	
記録範囲	被表彰者及び候補者	
記録情報の収集方法	本人・照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等事前届出ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法等に定める緊急通行車両等の事前届出に係る受理手続事務のために利用する。	
記録項目	1届出（受理）年月日、2届出者住所、3届出者電話番号、4届出者氏名、5番号票に表示されている番号、6車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）、7使用者の住所、8使用者の氏名、9使用者の電話番号、10出発地	
記録範囲	緊急通行車両等事前届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	事前届出を行う者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	（所在地）神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収容可能な駐車場所有者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 申請年月日、2 標章の番号・交付年月日、3 標章の種別、4 標章の有効期限、5 標章の無効年月日、6 交付理由、7 返納理由、8 返納年月日、9 申請者の住所・氏名・フリガナ・生年月日、10 電話番号、11 申請理由、12 受理所属、13 交付所属、14 代理申請手続者の氏名・続柄・電話番号	
記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納及び電気通信回線を通じた申請情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 申請年月日、2 標章の番号・交付年月日、3 標章の無効年月日、4 交付理由、5 返納理由、6 返納年月日、7 使用車両の車両番号、8 申請者の住所・氏名・フリガナ・生年月日、9 電話番号、10 申請事由、11 運転免許証番号、12 免許の種類、13 受理所属	
記録範囲	現に高齢運転者等標章の交付を受けている者、高齢運転者等標章を返納した者	
記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、高齢運転者等標章の返納	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	駐車監視員資格者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通指導課	
個人情報ファイルの利用目的	駐車監視員資格者証の交付及び再交付、その他確認事務を行うために利用する。	
記録項目	1氏名、2本籍、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7電話番号、8勤務先その他の連絡先、9駐車監視員資格者講習修了証明書番号、10駐車監視員資格者講習修了証明書交付年月日、11駐車監視員資格者証交付年月日、12駐車監視員資格者証番号	
記録範囲	駐車監視員資格者証交付申請者	
記録情報の収集方法	駐車監視員資格者証交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課 交通部運転免許試験場
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4本（国）籍、5住所、6免許証番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日（5 t 限定）、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録番号、40取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、65特定失効等区分、66更新申請県、67命令種別、68指定場所、69指定等年月日、70受検等年月日、71認知機能検査年月日、72検査場所、73検査番号、74検査得点、75検査結果、76検査種別、77検査種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種別、82講習種類、83運転技能検査年月日、84運転技能検査得点、85免許の申請年月日、86免許の申請区分、87質問票等回答年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書交付年月日、93運転経歴区分、94顔写真、95免許情報記録の番号、96特定免許情報の記録年月日、97免許情報記録の書換え年月日、98免許情報記

	録の抹消年月日、99運転経歴情報記録の番号、100運転経歴情報の記録年月日、101失効確認日時、102免許証返納年月日、103免許証追加交付年月日、104住所変更ワンストップサービス等の同意申請年月日、105住所変更ワンストップサービス等の同意項目、106住所変更ワンストップサービス等の同意有効期間の末日、107住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、108受理番号、109住所変更ワンストップサービス等の登録日時、110署名用電子証明書提供年月日、111署名用電子証明書発行番号、112署名用電子証明書発行番号登録年月日、113マイナポータル連携実施日、114オンライン講習区分、115来場登録日、116更新完了日、117受講完了区分、118動画視聴公安委員会、119受講完了日時、120顔画像（オンライン講習）、121撮影時点、122撮影日時、123顔照合結果
記録範囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター兵庫県事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター 及び県下46警察署警務課（別表のとおり）

	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 及び県下46警察署警務課(別表のとおり)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条第1項又は同法第104条の4第5項及び同施行規則第30条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		